

報告事項 3

感謝料請求事件について

このことについて、別紙資料に基づき報告します。

令和5年11月8日

教 職 員 課

慰謝料請求事件について

1 当事者

原告：県立聾学校の卒業生

被告：愛知県 外 2 名

2 請求の趣旨

- (1) 被告らは、原告に対して連帯して、100 万円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで、年 3 分の割合による金員をそれぞれ支払え。
- (2) 訴訟費用は被告らの負担とする。
との判決及び仮執行の宣言を求める。

3 事件の概要

(1) 経緯

平成 8 年 4 月、原告（当時 12 歳・男子）は県立聾学校の中学部に入学し、高等部の男子生徒 A・B と同じ部活に入部した。

(2) 主張の内容

- ① 平成 8 年 5 月、原告は A と B から校内で金銭を恐喝された。原告は A から恐喝を受けたことを原告の担任教諭に報告し、A は自分の担任教諭から指導を受けたが、両教諭は校長及び指導部顧問へ事案を報告しなかった。
- ② 平成 8 年 5 月から平成 11 年 2 月までの間、原告は校内で A とすれ違った際、A から体の一部を掴まれるという暴行を 50 回受けた。
- ③ 原告が恐喝を報告した際に担任教諭が十分に対応しなかったこと、担任教諭らが恐喝を校長らに報告しなかったこと、A と B に対する十分な懲戒や再発防止策を講じず、いじめを悪化させたこと等は県の安全配慮義務違反であり、A・B と連帯して慰謝料を支払うよう請求する。